

## 新潟市離職者等雇用事業所奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新潟市離職者等雇用事業所奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関して、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で就労の場を失った者または就職氷河期世代無業者等（以下「対象雇用者」）の再就職等を支援するため、その者を雇用する事業主に対し、奨励金を支給することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症として定められた「新型コロナウイルス感染症」とする。
- (2) 本社 企業の複数ある事業所のうち、事業や業務を管理、統括、運営する事業所をいう。
- (3) 本店 本店登記の所在地が新潟市内であるものをいう。

### (対象雇用者)

第4条 対象雇用者は、次に掲げるものに該当する者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者  
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日以降離職し、かつ採用されるまでの間に雇用保険に加入したことがない者。
- (2) 就職氷河期世代無業者等  
昭和46年4月2日から昭和62年4月1日までの生まれであり、かつ雇入れ日の前日から起算して過去6ヶ月間に雇用保険に加入したことがない者。

### (奨励金の交付対象者)

第5条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「奨励金交付対象者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 新潟市内に本社、本店があること。
- (2) 雇用保険適用事業所であること。
- (3) 対象雇用者を雇用保険に加入させること。

- (4) 令和2年7月1日から令和3年3月31日の間に対象雇用者の雇用を開始し、6ヶ月以上継続して雇用すること。
- (5) 対象雇用者の勤務地が新潟市内であること。
- (6) 対象雇用者の雇用にあたり、国、県その他地方公共団体の制度により補助金等の交付決定を受けていないこと。

(奨励金の交付額)

第6条 奨励金の交付額は、対象雇用者1人につき300,000円とする。

- 2 奨励金交付対象者あたりの交付額の上限は、対象雇用者10人、3,000,000円とする。
- 3 市長は、奨励金の支給にあたっては、奨励金交付対象者から提出された新潟市離職者等雇用事業所奨励金交付申請書（別記様式第1号）及び新潟市離職者等雇用事業所奨励金実績報告書（別記様式第3号）に基づき雇用契約書、賃金台帳等による書類確認、また必要に応じて事業所への訪問調査や対象雇用者への聞き取りを実施することにより、雇用の状況等を確認する。
- 4 奨励金交付対象者は、前項の確認に協力しなければならない。

(交付申請)

第7条 奨励金交付対象者は、次に掲げる書類を添えて雇入れ日から3ヶ月以内に市長に提出しなければならない。ただし、令和3年1月1日から令和3年3月31日までに対象雇用者の雇用を開始した場合は、令和3年3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 新潟市離職者等雇用事業所奨励金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知書）の写し
- (3) 対象雇用者との雇用契約書等の写し
- (4) 対象雇用者に係る報告書（別記様式第2号）
- (5) 市税の未納がないことを証明する書類
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (7) その他、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 奨励金交付対象者は、次に掲げる書類を添えて対象雇用者の雇用を開始して6ヶ月経過後、30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 新潟市離職者等雇用事業所奨励金実績報告書（別記様式第3号）
- (2) 対象雇用者の出勤簿の写し
- (3) 対象雇用者の賃金台帳の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、第7条の交付申請があったときは、内容を審査し、交付又は不交付の決定を新潟市離職者等雇用事業所奨励金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により、奨励金交付対象者に通知する。

(交付額の確定)

第10条 市長は、第8条の実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、新潟市離職者等雇用事業所奨励金確定通知書（別記様式第5号）により、奨励金交付対象者に通知するとともに速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第11条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本奨励金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月3日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年12月31日をもって失効する。

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所

氏名

⑩

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

新潟市離職者等雇用事業所奨励金交付申請書

新潟市離職者等雇用事業所奨励金の交付を受けたいので、同奨励金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付を申請します。

記

申請額		万円（30万円×（対象雇用者数）人） ※対象雇用者数の上限は10人となります。		
雇用事業所の概要	本社・本店所在地			
	業種 （主たる事業）	（ ）		
	担当者	所属		
		氏名		
電話番号				
	メールアドレス			

別記様式第1号（第7条関係）

雇用者名簿

番号	氏名	生年月日	雇入れ日	雇用保険 資格取得年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

○添付書類

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知書）の写し
- ・対象雇用者との雇用契約書等の写し
- ・対象雇用者に係る報告書（別記様式第2号）
- ・市税の未納がないことを証明する書類（新潟市制度用）
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(宛先) 新潟市長

申請者 住所

氏名

⑩

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

## 対象雇用者に係る報告書

新潟市離職者等雇用事業所奨励金の交付申請に関連して、次のとおり相違ない旨を報告します。

項 目	回 答
① 対象雇用者氏名	
○新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合	
② 前の勤務先の離職日は、令和____年____月____日（令和2年3月1日以降）です。新型コロナウイルス感染症の影響で <u>下記理由</u> により離職し、かつ採用されるまでの間に雇用保険に加入したことがない。  【離職理由】 1. 会社の倒産    2. 解雇    3. 雇い止め    4. その他自己都合等（理由を記載） （※記載例：賃金の低下、就業環境の悪化 等）	はい・いいえ
③ 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の「再就職援助計画」または「求職活動支援書」の対象者ではない。	はい・いいえ
○就職氷河期世代無業者等の場合	
④ 昭和46年4月2日から昭和62年4月1日までの生まれであり、かつ雇入れ日の前日から起算して過去6ヶ月間に雇用保険に加入したことがない。	はい・いいえ
⑤ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の「対象者確認票」をハローワーク等の窓口提出していない。	はい・いいえ
○共通	
⑥ 勤務地は新潟市内である。	はい・いいえ
⑦ 雇入れ日前3年間のいずれかの日に、次のア～エのいずれにも該当する事実はない。 ア 当該雇入れに係る事業主と雇用、請負又は委任の関係にあったこと。 イ 出向又は派遣の形態により事業主の事業所において就労したことがあること。 ウ 事業主の事業所において通算して3か月を超えて訓練、実習等を受けたこと。 エ 事業主の事業所において職場適応訓練を受けたこと。	はい・いいえ
⑧ 事業主または役員の3親等内の親族に該当する事実はない。	はい・いいえ

本人（対象雇用者）確認欄

上記、①～⑧に記載する項目の内容について確認しました。

年 月 日 本人署名 \_\_\_\_\_

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所

氏名 ⑩

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

新潟市離職者等雇用事業所奨励金実績報告書

新潟市離職者等雇用事業所奨励金の交付を受けたいので、同奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、実績を報告します。

記

1 実績

実績額	万円（30万円×（対象雇用者数）人） ※対象雇用者数の上限は10人となります。
-----	--

2 奨励金振込先口座情報

銀行・信用金庫・信用組合 ・農業協同組合・その他				金融 機関 コード				
本店 支店	店 番号			預金 種別	普通（総合）・当座・貯蓄			
口座番号								
フリガナ								
口座名義人								

※奨励金申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状が必要

3 実績報告及び振込先にかかる連絡先

会社名・所属	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

別記様式第3号（第8条関係）

雇用者名簿

番号	氏名	生年月日	離職日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※対象雇用者が離職した場合は、離職日を記入してください。

○添付書類

- ・対象雇用者の出勤簿の写し
- ・対象雇用者の賃金台帳の写し



別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市離職者等雇用事業所奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付、申請のあった新潟市離職者等雇用事業所奨励金について、同奨励金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付しない

理由：

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

新潟市長

新潟市離職者等雇用事業所奨励金確定通知書

年 月 日付、報告のあった新潟市離職者等雇用事業所奨励金について、同奨励金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり奨励金を確定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 確定額

円